

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

後期高齢者医療被保険者に対する「有効期限が平成26年7月31日」の「新しい」「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。

◇

7月下旬

簡易書留で郵送されます。

新しい被保険者証は届いた日よりお使

い

8月1日以降

現れた被保険者証は使用できなくなり

ま

ます。古い被保険者証は、ハサミ等で細かく

裁断するなどして、廃棄していただきま

す

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

の交付について

◇

被保険者世帯で、世帯員全員が住民税

非課税の場合、申請により認定を受ける

ま

すよつあ願いします。入院時、医療機関に提示することによ

り、窓口負担が自己負担限度額までとな

お

問合せ

の交付に付いて

◇

被保険者証は、ハサミ等で細かく

裁断するなどして、廃棄していただきま

す

ます。古い被保険者証は、ハサミ等で細かく

裁断するなどして、廃棄していただきま

れ

ます。古い被保険者証は、ハサミ等で細かく

裁断するなどして、廃棄していただきま

る

ます。古い被保険者証は、ハサミ等で細かく

裁断するなどして、廃棄していただきま

〇申請に必要

①申請書

②医師意見書

③見積書

○申請先・お問合せ
福祉保健課

☎ 64-4836(直通)

ひとり親家庭医療費助成事業について

児童扶養手当について

障害者の医療費を助成する重度心身障害者医療費助成事業の助成方法を、平成26年障害者医療費助成事業の助成方法を、平成26年障害

に変更します。

ひとり親家庭の親と児童が病気やけがで通院・入院した場合に支給されます。

「児童扶養手当」とは、必ずしも親がその児童につけて、父又は母がその児童を監護する場合に支給されます。

平成26年11月重度心身障害者医療費助成事業の助成方法を変更します。

障害者の医療費を助成する重度心身障害者医療費助成事業の助成方法を、平成26年障害

に変更します。

に変更します。

ひとり親家庭の親と児童が病気やけがで通院・入院した場合に支給されます。

「児童扶養手当」とは、必ずしも親がその児童につけて、父又は母がその児童を監護する場合に支給されます。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について

平成25年度山梨県障害者文化展作品募集

障害のある人たちが、趣味や技術を活かして作成した作品を募集します。

南都町内に住むひとり親家庭の父または母及び児童、父母の父または母及び児童等(児童とは、3月18歳以下の父または母が婚姻を解消した児童)

に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

お問い合わせ

TEL

FAX

山梨県富士河口湖町延寿360番地

A会議室

午後3時

3月30日

9日(金)

125番

午後3時

3月31日

14時

こんにちは！南部町包括支援センターです!!

在宅介護や医療、看護に関する情報を皆さんに知りたいために、町内の利用者さんを担当している各事業所ケアマネジャーによるペンソル形式でお知らせしています。今回は居宅介護支援事業所みのぶ荘が担当します。

私たち事業所には、3人のケアマネジャーが在宅で暮らしている方々とお付き合いをさせていただいている。三人寄れば文殊の知恵といいますが、「ああでもない、こうでもない」といふながら和気あいあいとした雰囲気の中で仕事をしています。

さて、皆さんは老後をどのように過ごしたいですか。健康な時は想像がしにくいのですが、ちょっと考えてみましょう。夫婦二人の生活、子ども家族とにぎやかな生活、それとも福祉施設での暮らし、選択肢はいくつもありますが現実はなかなか複雑です。そんな中、「家で一人暮らしを続けたい」と強く願い、その願いを支援し続けた家族を紹介します。

30年前にご主人がなくなり、一人息子は町外で生活、ご本人は畠仕事などをしながら、生活をしていました。息子さんと仲が悪いわけでもないが、いつも口喧嘩をし、ご本人は息子さんの話は絶対聞きませんでした。介護保険サービスを利用し一人で暮らしていましたが、転倒や体調不順を繰り返すようになってしまいました。しかし、頑として家にいることにこだわり続け、息子さんも「本人がそうしたいならそれでいい」と仕事を終えた後、毎晩一時間以上かけ自宅へ泊りに通い続けました。息子さんは介護力がある方ではありませんが、「今、自分ができること」を精一杯していましたし、かかわってくれるサービス提供事業所も臨機応変に対応してくださったおかげで、ご本人の「家に居続ける」思いをかなえることができました。

独居や老夫婦世帯が増え、家族力も衰えていますが、一人一人ができることを見つけながら、理想とする暮らしに少しでも近づけるお手伝いをさせていただくのもケアマネジャーの仕事でもあると思います。まずは、何でも相談を聞き、お互いによく話をしながらその方や家族に合った支援を考えていきます。皆さんもお気軽に声をかけてください。

平成25年8月30日(金)より特別警報が始まります。

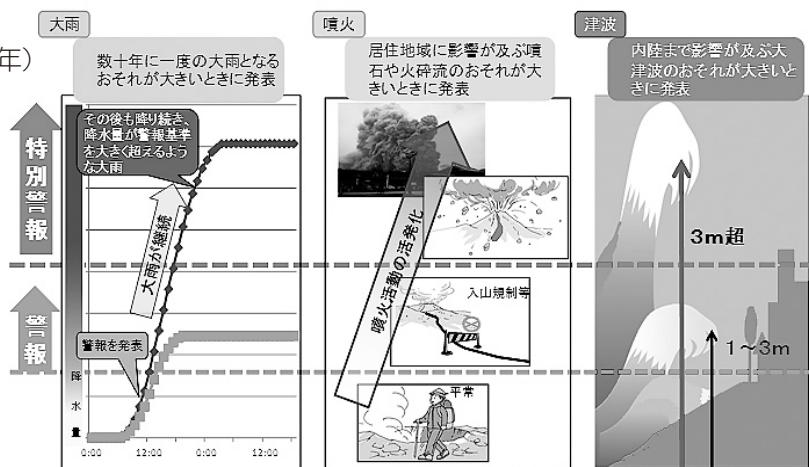
「特別警報」とは

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

「特別警報が対象とする現象」とは

「東日本大震災」による大津波(2011年)
 「平成23年台風第15号」による豪雨(2011年)
 「三宅島の噴火」(2000年)
 等となります。

「特別警報」イメージ



「特別警報が出た場合」

お住まいの地域は数十年に一度しかないように非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るために行動をとってください。

大雨等においては、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報を活用して、早め早めの行動をとることが大切です。

※気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>をご覧ください。